

「福島県の水産仲買・加工事業者等に対する
海外販路拡大等に資するマッチングの実現に向けた
提言・提案の実施による支援」業務委託
委託仕様書

2025年6月

公益社団法人 福島相双復興推進機構
水産販路等支援プロジェクトチーム

1. 業務目的

本業務は、福島相双地域（※）の復興加速化と発展に向けて、現地（シンガポールをはじめとした東南アジアエリア）の最新情報を常に携える受託者からの調査・マッチング等業務（海外輸出を期待する福島相双地域の事業者に対し、海外輸出プラットフォームを形成するため、現地市場動向、現地消費者ニーズを熟知した受託者が海外販路開拓に資するステークホルダーとのマッチングの実現に向けた提言・提案を実施する取組）を通じてさまざまな関係者と協働しながら実行することで、福島相双地域の水産仲買・加工事業者の海外販路を拡大することを目的とする。

（※）東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）および新地町、相馬市、いわき市の15市町村。

2. 委託期間・管理箇所

（自）契約締結日 ～（至）2026年3月18日（水）

公益社団法人 福島相双復興推進機構

事業者支援グループ 水産販路等支援プロジェクトチーム

3. 業務内容（本業務の募集要項2.（2）も参照すること）

東南アジアエリア（シンガポール等）における最新情報や消費者ニーズの調査・分析、本事業の目的達成に向けたシンガポール公的セクターと当機構との関係性深化、及び水産バイヤー、小売事業者、飲食店関係者等とのマッチングに向けた関係構築支援と、それらの分析に基づいた提言・提案を実行（実行に向けた支援や諸調整を含む）する。なお、業務内容や工程等に変更が生じた場合には、その都度、発注者と協議のうえ対応すること。

（1）キックオフ打合せ

契約締結後速やかに、方向性、進め方、スケジュール等について、発注者とオンラインにて打合せを行う。

（2）定期会議

内容の擦り合わせ、議論、進捗確認などを目的に、発注者と月1回

程度、オンラインにて開催する。(契約締結後の初月は(1)を含む)
(3) 東南アジアエリア(シンガポール等)における最新情報や消費者ニーズの調査・分析

事業目的の達成に資する諸々の情報・関係者意見の収集・整理・分析を行う。

(例)

- ・シンガポール消費者の水産品に対する調査・分析
- ・食の最新トレンド調査
- ・催事等実施の際のシンガポール国内での法令等調査

(4) 海外販路拡大を目的とした、シンガポール公的セクターと当機構との関係性深化、及び水産バイヤー、小売事業者、飲食店関係者等と福島相双地域の水産仲買・加工事業者とのマッチングに向けた関係構築

①シンガポール公的セクターとの関係性深化により、福島県産水産品に対する風評等の情報を共有することで風評対策を検討・実施する。

②海外販路拡大に資する、水産バイヤー、小売事業者、飲食店関係者等との人脈形成を支援する。

③上記①②の分析に基づいた提言・提案

なお、①②合わせて12者程度との関係構築に向けた取組を実施する。

(5) 業務実施報告書の作成

業務実績、所感を取り纏めて業務実施報告書を作成する。

4. 納入物

受託者は、委託業務の完了日までに以下の書類を当機構に提出する。なお、提出前(遅くとも提出期限の3日前を目安)に仮報告書を当機構へ提出し、記載内容の確認を受ける。

納入物：業務実施報告書 1部(電子データ可)

提出期限：委託完了日

5. 納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 4F
公益社団法人 福島相双復興推進機構
事業者支援グループ 水産販路等支援プロジェクトチーム

6. 検収方法

納入物の確認をもって検収とする。

7. その他の要求事項

(1) 機密保持

受託者は本業務を通じて入手し得た全ての情報について、委託期間中はもちろん委託期間満了後、または契約の解除後といえども、当機構の許可なく第三者に開示してはならない。

(2) 仕様書に定めない事項の取扱い

本仕様書に定めない事項については、双方誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以 上